

(幼稚園教諭一種免許状) 教育職員免許状取得のための課程

1. 教職課程とは

幼稚園教諭の教職課程は、将来において教育職員（教員）になって、次代の社会を担う子どもたちの育成にたずさわろうとする学生のために、文部科学省の認可を受けてこども教育学科に設置された課程です。大学における教職課程は、正規の学習コースとして位置付けられていますが、卒業のための必須の課程ではありません。したがって、この課程を履修することは、学生の自主的な判断にまかされています。

幼稚園教諭免許状を取得するためには、こども教育学科の卒業に必要な科目の他に、「教育の基礎的理解に関する科目等」「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」として定められた科目の単位を修得しなければなりません。さらに「免許法施行規則に定める特定科目」(憲法・体育・外国語・情報などの関係科目「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」参照)の履修も義務付けられています。

また、本学では教育実習をおこなうまでに履修条件を定めており、その要件を満たさなければ3年次で教育実習に行くことはできません。

2. 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して幼稚園教諭免許状の交付を受けられても、地方自治体や各私立幼稚園がおこなう教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。幼稚園教諭免許状を単に資格のひとつとして安易にとらえることは、子どもの教育を軽く考えることになるだけでなく、教育実習先にも多大な迷惑をかける結果となります。特に教育実習では、幼い子どもたちと直接接することになりますので、教育実習生とはいえ、教員同様の慎重な対応が求められます。教職課程履修にあたっては、教員になろうとする強い意志と努力が必要です。実際に教職につくことを希望する人のみが履修するようにしてください。

なお、教職課程の履修には登録が必要です。また、履修を途中で断念する場合は必ず保育・教職支援センターに申し出てください。

3. 教職課程履修者に対する連絡

教職課程履修者への連絡は通常どおり、すべて掲示板等でおこないます。各種説明会に欠席した場合は課程継続の意思がないものと見なします。掲示板等を見ていなかったために欠席した場合も同様に継続意思がないと見なされます。資格に関する掲示等には十分注意してください。

4. 必要な費用

履修科目内での幼稚園見学时や教育実習参加時に、見学先や実習先に対する教育実習委託費や保険料等の諸経費が必要です。また、免許申請時には所定の申請料が必要です。詳細は、説明会、掲示板等でお知らせします。

5. 免許状の種類

本学で取得可能な幼稚園教諭の免許状は、「幼稚園教諭一種免許状」です。

6. 教育実習

(1) 教育実習とは

教育実習は、本学の幼稚園教諭の教職課程に定めるすべての履修条件を満たした人が、3年次におこなう教育現場での実習です。実習先となる幼稚園においては、実際に子どもたちの前に立ってその幼稚園の教育方針にのっとったカリキュラムに基づく教育活動の指導を受け持つとともに、幼稚園のクラス運営や幼児指導、さらにはさまざまな幼稚園内の活動など教員としての仕事全般にわたり実習をおこなうことになります。

したがって、資格取得のみを目的とした中途半端な気持ちで実習に参加することは、受け持つ子どもたちが幼く、その心身に対して十分な配慮が必要とされる幼稚園においては、許されることではありません。幼児に対する責任をよく自覚し、実習先に多大な迷惑をかけることのないように、十分に認識したうえで実習に取り組むようにしてください。

(2) 実習上の留意事項

- ① 実習前および実習期間中は常に体調管理に気を配り、遅刻、欠席をすることのないようにすること。
- ② 実習前に実習先の教育方針、カリキュラム等について把握し、事前に十分な準備をしておくこと。また、実習先の教育実習に関する事前指導は必ず受け、その指示にしたがうこと。
- ③ 幼児の心身の状況には十分配慮し、慎重な対応を心がけること。また、指導教諭とは十分に連絡を取り、相談をして、勝手な判断をしないようにすること。
- ④ 実習先の教育方針にしたがい、すべての仕事に積極的に参加すること。
- ⑤ 実習先ならびに指導教諭には多大な配慮をいただいていることに、常に感謝の念を持って真摯に実習に取り組むこと。

(3) 実習年次および期間について

教育実習は原則として3年次の11月頃に3週間おこないます。ただし、実習先によっては、事前事後の指導等が必要な場合、期間を分けて実習する場合などもあり、実習時期や期間も異なる場合があります。また、小学校・幼稚園の双方の教員免許を希望する場合は、実習先を小学校または幼稚園いずれかから選択することになります。

(4) 実習先について

教育実習は、原則として各自もしくは大学の関連する幼稚園でおこないます。実習先については、受け入れ人数に制限があるだけでなく、受け入れ側の教育方針、指導計画の下に実習が実施されます。したがって、実習期間、配属クラス、勤務体制等については、すべて実習先の指示にしたがわなければなりません。

(5) 実習受け入れの条件

実習生の受け入れに下記のような条件を設けている幼稚園や教育委員会がありますので、必ず事前に各自で確認してください。

- ① 自園の卒業生で、教員志望の明確な者に限る。
- ② 教員採用試験を受験すること、もしくは受験予定のこと。
- ③ 実習期間中の就職活動は認めない。
- ④ 事前に健康診断書を提出すること。
- ⑤ 実習期間中の服装等を決めている。

(6) 実習説明会

2年次の4月に、教育実習の概要や実習先依頼の手続きなどについて説明会をおこないますので、必ず参加してください。

7. 教職課程の流れ（幼稚園教諭免許状取得まで）

年次	時期	スケジュール
1年次	4月初旬	●教職課程履修希望者対象説明会（オリエンテーション時） ●教職課程履修登録カードの提出
2年次	4月初旬	●幼稚園教諭教育実習説明会（オリエンテーション時） 教育実習の概要、教育実習先への依頼と手続きの流れについて ●教育実習園への依頼・訪問・手続き（7月末まで）
3年次	4月初旬	●幼稚園教諭教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時）
	9月下旬 11月頃	●教育実習費等の納入 ●教育実習事前オリエンテーション（実習先にて） ●教育実習（3週間）
4年次	6月～	●教員採用試験（各市町村）
	11月初旬	●教育職員免許状一括申請説明会
	11月中旬	●教育職員免許状申請代納入
	卒業式当日	●教育職員免許状授与（卒業式終了後、学科控え室にて）

※ 上記以外にも必要に応じて、幼稚園教諭教職課程履修者対象説明会やそれに基づく活動がおこなわれる。

幼稚園教諭一種免許状

教育職員免許状取得のための必要最低修得単位数

教育職員免許法規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	幼稚園教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	学士の学位を有すること
領域及び保育内容の指導法に関する科目	21
大学が独自に設定する科目	16
合計単位数	14
	51

本学規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	幼稚園教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	学士の学位を有すること
領域及び保育内容の指導法に関する科目	23
大学が独自に設定する科目	17
合計単位数	11 (注1)
	51

(注1) 教育職員免許法に基づく最低必要単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」についての単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に充当される。

教職課程科目 法定指定科目と本学開設科目との対応表

資格要件科目

卒業要件欄	○：卒業要件に含まれる
	×：卒業要件に含まれない
単位 / 履修区分	必修・選択必修・選択は資格に対する区分である

教育の基礎的理解に関する科目等対応表

免許法施行規則に定める科目区分等	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	教職課程に関する履修条件	備考	
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2			講義	○				○	教育実習(初等)の履修には、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位を修得済みであること(注2)	事前事後指導 1単位を含む。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	教師論(初等)	2			講義	○				○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2			講義				○	○		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	2			講義	○				○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2			講義			○		○		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2			講義			○		○		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(ICT活用を含む)	2			講義			○		○		
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解・教育相談	2			演習		○			○		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	2				演習				○	○			
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(初等)	5			実習			○		○		
	教職実践演習(注3)	保育・教職実践演習(幼稚園)	2			演習				○	○		

領域及び保育内容の指導法に関する科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	教職課程に関する履修条件	備考
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年			
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	幼児と健康	1			講義	○				○	教育実習(初等)の履修には、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位を修得済みであること(注2)
		幼児と人間関係	1			講義	○				○	
		幼児と環境	1			講義	○				○	
		幼児と言葉	1			講義	○				○	
		幼児と表現	1			講義		○			○	
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用)	保育内容総論	2			演習				○	○	
		保育内容指導法(健康)	2			演習		○			○	
		保育内容指導法(人間関係)	2			演習		○			○	
		保育内容指導法(環境)	2			演習		○			○	
		保育内容指導法(言葉)	2			演習		○			○	
保育内容指導法(表現)	2			演習			○		○			

大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	教職課程に関する履修条件	備考
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年			
大学が独自に設定する科目	こども学入門	2			演習	○				○	P148(注1)参照	
	物語伝達の理論と演習	2			演習		○			○		
	音楽の演習(入門)			1	演習	○				○		
	音楽の演習(基礎)	1			演習	○				○		
	音楽の演習2A	1			演習		○			○		
	音楽の演習2B	1			演習		○			○		
	音楽の演習3			1	演習			○		○		
	問題発見・解決セミナーⅠ	2			演習	○				○		
	問題発見・解決セミナーⅡ	2			演習		○			○		
	自然とあそびのワークショップ			2	演習		○	○	○	○		

教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表

法定規定科目(分野)	本学設置科目	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
日本国憲法	日本国憲法	2			講義	○	○	○	○	○	
体育	健康とスポーツ(実技)	1			実技	○				○	
	健康とスポーツ(理論)	2			講義	○				○	
外国語コミュニケーション	英語会話Ⅰ	1			演習	○				○	
	英語会話Ⅱ	1			演習	○				○	
情報機器の操作	情報処理演習Ⅰ	1			演習	○				○	
	情報処理演習Ⅱ	1			演習	○				○	

(注2)「教育実習(初等)」「幼稚園実習選択」の履修にあたっては、原則として以下の授業科目の単位を修得済みであることを条件とする。

ただし、2科目までは修得見込みも可とする。

【教育の基礎的理解に関する科目等】(6科目)

「教育原理」「教師論(初等)」「発達心理学」「特別支援教育」「保育・教育課程論」「幼児理解・教育相談」

【領域及び保育内容の指導法に関する科目】(13科目)

「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と表現」「保育内容指導法(健康)」「保育内容指導法(人間関係)」「保育内容指導法(環境)」「保育内容指導法(言葉)」「保育内容指導法(表現)」「音楽の演習(基礎)」「音楽の演習2A」「音楽の演習2B」

(注3)「保育・教職実践演習(幼稚園)」の履修にあたっては、原則として「教育実習(初等)」の単位を修得済みであることを条件とする。

ただし、保育士資格のみを取得する場合は、この限りではない。

(保育実習・教育実習の履修について)

保育実習(「保育実習Ⅰ(保育所)」、「保育実習Ⅱ(保育所)」、「保育実習Ⅲ(通所施設)」、「保育実習Ⅰ(施設)」、教育実習(初等)については、1年間に2科目までの履修とする。